

なかのくこ そごうけいかく 中野区子ども総合計画

こ む がいようばん 子ども向け概要版

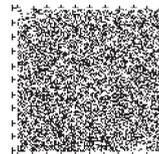
れいわ ねんど **5年度** (2023 ねんど年度) ▶ れいわ ねんど **9年度** (2027 ねんど年度)



れいわ ねん がつ
令和5年3月

なかのく
中野区

この冊子には、各ページに音声コードが印刷されています。専用の装置またはスマートフォン専用アプリ等を使うと、誌面の情報を音声で聞くことができます ▶▶



▶ 中野区子ども総合計画とは？

子どものみなさんや子育てをしている人たちが安心して幸せに暮らしていけるよう、子どもに関する事、子どもの権利※に関する事、子育てに関する事について、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間で中野区が取り組むことをまとめた計画です。

※子どもの権利について詳しくは、6ページを見てください。

▶ どんな人が計画の対象になるの？

子ども(0歳から18歳まで)・若者(13歳から30歳まで、取組によっては39歳まで)とその家族が計画の対象です。

▶ この計画で目指すまちの姿

計画では、「基本理念」として区が目指すまちの姿を決めました。

未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまち

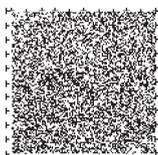


目指すまちの姿を実現するために、5つの目標を決めて、様々な取組を進めます。

▶ 大切にしている視点

以下の5つの視点(考え方)を大切にしながら、計画を進めます。

- 1 子ども一人ひとりを権利を持つ一人の人として尊重し、子どもの意見、考え、思いを受け止め、子どもにとって最も良いことを考える
- 2 子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する
- 3 子ども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを進める
- 4 家庭、地域、区、関係する人たちが協力し、地域全体で子ども・若者の成長を支える
- 5 子ども期から若者期まで、様々な取組を切れ目なく進めることにより、基本理念を実現する

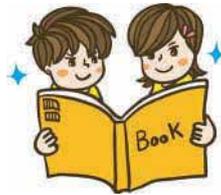


目標1

子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援します

子どもの権利の大切さを広めていきます

- チラシや動画など、色々な方法で子どもの権利や「中野区子どもの権利に関する条例」のことを知ってもらいます。
- 「子どもの権利の日(11月20日)」に、子どもの権利を知ってもらうためのイベントを行います。
- 大人も子どもも子どもの権利を学ぶ機会を作ります。



子どもが意見を言ったり参加したりする仕組みや機会を増やします

- 会って話す、アンケートをとる、オンラインできくなど、色々な方法で子どもの意見をききます。
- 中高生ならではの視点で活動し、考えを深める「ハイティーン会議」を行います。毎日の生活の中で気になることや、区の計画、中高生向け施設のあり方を考え、意見を発表します。

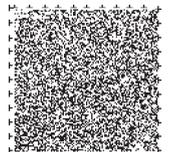


子どもの居場所や、学んだり、遊んだり、体験したりできる機会を作ります

- 放課後の子どもの居場所や中高生年代の居場所、魅力的な公園づくりなど、子どもが安心・安全に過ごせる居場所を作ります。
- 子ども専用の学習スペースを用意したり、それぞれの子どもに合わせたきめ細かな学びの支援を行ったりします。
- 子どもが自由に外遊びをしたり、自然と触れ合ったり、文化や芸術に親しんだりするなど、色々な活動や体験ができる機会や場所を作ります。

権利侵害から子どもを守ります

- いじめや虐待から子どもを守るため、区内のすべての人が協力して相談や支援する体制を強化します。
- 子どもの権利に関する相談に応える相談窓口「子ども相談室」を開いています。子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考えます。
- SNSトラブルや違法な薬物、犯罪などの有害・危険な環境から子どもを守り、子どもが危ない目にあわないよう取組を進めます。



にんしん こそだ きめ
妊娠から子育てまでの切れ目のない
しえん おこな
支援を行います

- 安心して妊娠・出産・子育てをすることができるよう、妊婦と面接を行ったり、出産後に必要な支援を行ったりします。
- 子育て情報や区の子育て支援情報をLINEにより配信します。
- 子育てに困っていたり悩んでいたりする家庭に必要な支援につなげるための会議を開き、支援していきます。

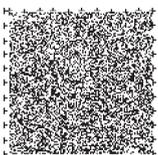
せいかつ こんなん かか こそだ かに
生活に困難を抱える子育て家庭への
しえん おこな
支援を行います

- 子ども食堂を運営する団体を支援して、子どもと子育て家庭の生活を支援します。
- ひとり親家庭の相談に乗ったり、ひとり親家庭が安定した生活を送るための支援を行ったりします。



こ はったつ せいちょう しえん
子どもの発達・成長にあわせた支援を
おこな
行います

- 発達に課題や障害のある子どもとその家族が地域の中で安心して生活できるよう支援を行います。
- 子ども一人ひとりの特性や課題に応じた指導を行うための「学校生活支援シート」を作り、支援します。



もくひょう
目標3

こ こそだ かてい ささ きょういく ほいくかんきょう とどの
子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整えます

ようちえん ほいくえん がくどう かんきょう
幼稚園や保育園、学童クラブの環境を
とどの
整えます

- 新たなほいくえんを増やすためのとりにくみ
おこな 行ったたり、保育園の定員(保育園に入
る)ことができる人数(にんずう)を状況(じょうきょう)に合
わせて変えたりすることで、安心して子
どもを預けられる環境(かんきょう)をつくりま
す。
- 学童クラブやキッズ・プラザ、児童館
など、子どもの安心(あんしん)・安全(あんぜん)な放課後(ほうかご)
の居場所(いばしょ)を用意(ようい)します。

こ あんしん す ようちえん
子どもが安心して過ごせる幼稚園や
ほいくえん かんきょう
保育園の環境をつくりま
す

- 子どもを保育(ほいく)するとき大切なことな
どをまとめた「保育(ほいく)の質(しつ)ガイドライン」
をつか、子どもの権利(けんり)を大事(だいじ)にしながら
ほいくをおこな 保育(ほいく)を行います。
- 必要(ひつよう)なときに安心して子どもを預けら
れるようにするため、色々な(いろいろう)な
サービス(おこな)を行います。



もくひょう
目標4

わかももの しゃかいさんかく しえん
あらゆる若者の社会参画※を支援(しえん)します

※社会参画(しゃかいさんかく)…社会(しゃかい)をより良いものにするための活動(かつどう)に参加(さんか)すること

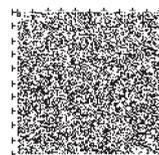
わかももの いくせいしえん
すべての若者のすこやかな育成支援(いくせいしえん)を
おこな
行(おこな)います

- 若者(わかももの)向け(Twitter)アカウント(アカウント)で若者(わかももの)
かん に関する支援(しえん)や活動(かつどう)の情報(じょうほう)を発信(はつしん)
します。
- 子ども・若者(わかももの)支援(しえん)センターに若者(わかももの)が
あんしん 安心してゆっくりとす 過ごせる居場所(いばしょ)を
ようい 用意(ようい)したり、様々な体験(たいけん)プログラムを
おこな 行(おこな)ったりします。



わかももの かだいかいけつ む しえん おこな
若者の課題解決(かだいかいけつ)に向けた支援(しえん)を 行(おこな)
ます

- 子ども・若者(わかももの)支援(しえん)センターで「若者(わかももの)
そうだん おこな 相談(そうだん)」を 行(おこな)っています。学校(がっこう)や職場(しょくば)
かぞく ともだち こと、家族(かぞく)や友達(ともだち)とのことなど、どんな
ことでも相談(そうだん)できます。(対象(たいしょう)は義務(ぎむ)
きょういくしゅうりょうご さい 教育(きょういく)終了(しゅうりょう)後(ご)から39歳(さい)までの若者(わかももの)
です。)
- ひきこもり状態(じょうたい)にある本人(ほんにん)やその
かぞく そうだん の 相談(そうだん)に乗(の)ったり、居場所(いばしょ)を
つく 作(つく)ったりして支援(しえん)します。



ちいき こそだ しえんかつどう すす
地域での子育て支援活動を進めます

- 子どもと子育て家庭を支援する団体に助成(お金などの面で支援すること)や研修を行い、団体の活動を支援します。
- 児童館を中心に、子育て支援や地域の見守り活動を行う人や団体の活動を支援します。

こそだ せたい す つづ かんきょう
子育て世帯が住み続けたい環境を整えます

- 子どもが買い物できる場所や子ども用品を置いているお店を増やしていくための取組を進めます。
- 子どもが安心・安全に暮らせるよう犯罪や事故を防止するための取組を進めます。



けいかく じつげん む
計画の実現に向けて

おとな ちから あ
大人たちが力を合わせて子どもを支えます

くやくしょ しょくいん ちいき おとな
区役所の職員や地域の大人一人ひとりが子どもの権利を大切にしながら、子どもと子育てする人たちを協力して支えます。



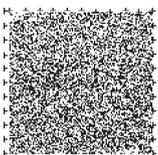
こ わかもの こえ
子ども・若者の声をききながら取組を進めます



とりくみ すす いろいろ
取組を進めるときは、色々な方法で様々な子ども・若者の意見をきき、その意見が反映されるよう努力していきます。

けいかく すす
計画がきちんと進められているか確認しています

けいかく すす
計画がきちんと進められているか、区民や子どもの意見をきいたりしながら確認します。



▶ 子どもの権利について

子どもの権利とは？

子どもの権利は、自分らしく育ち、幸せに生きるためにあるものです。子どものみなさんが生まれたときから持っています。

区は、子どもの権利を地域の人たちが大切にして、子どもにやさしいまちづくりを進めるために、「中野区子どもの権利に関する条例」を作りました。



子どもオンブズマン 子ども相談室を開いています

子どもの権利に関する相談に応える窓口です。子どもにとって一番良い解決方法と一緒に考えます。相談のあったことについて、関係するところに話をきいたり、今の状況をもっと良くするためのお願いや考えを伝えることもできます。

受付にちじ
受付日時

午前11時から午後7時まで
(日曜日・祝日、年末年始はお休みです)

でんわ
電話

0120-463-931

メール

kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

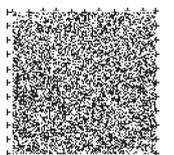
てがみ
手紙

〒165-0027
中野区野方1-35-3 子ども相談室 あて

子どもの権利を守る「子どもオンブズマン」がいます。話すだけでも、気持ちがあがったり、元気が出ることもあります。相談の秘密は守ります。「こんなこと話してもいいのかな…」と思わずに相談してください。



子ども相談室について、詳しくはこちらから▶





なかのく
中野区のホームページからも
み
見ることができます ▶▶



なかのくこ そうごうけいかく こ む がいようばん
中野区子ども総合計画【子ども向け概要版】

はっこうねんげつ れいわ ねん がつ
発行年月:令和5年6月

はっこう なかのくこ きょういくぶ こ きょういくせいさくか
発行:中野区子ども教育部子ども・教育政策課

なかのく なかの ちやうめ ばん ごう
中野区中野四丁目8番1号

TEL 03-3228-5605

